

「障害者自発的活動支援事業補助金」のご案内

島本町では、障害者及びその家族による当事者活動を支援するため、平成 27 年度から、「障害者自発的活動支援事業補助金」を創設し、当事者団体の行う自主活動への事業補助を開始しています。対象となる団体・サークルは、補助制度をご活用ください。

＜制度の概要＞

補 助 金 名	島本町障害者自発的活動支援事業補助金																									
趣 旨	障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、地域で自発的な活動を行う障害者及びその家族等による団体に対して事業補助を行います。																									
補助対象団体	※次の全ての要件を満たす団体 ① 主に町内在住の障害者及びその家族、地域住民等で構成された<u>概ね 10 人以上</u>の団体（構成員の<u>半数以上</u>が町内在住の障害者及びその家族であること） ② 活動拠点を<u>町内</u>に置き、主に町内の障害者及びその家族、地域住民等を対象にした活動を行っていること。 ③ <u>継続的な活動実績</u>があること、または継続的な活動が見込まれること ※ 単発的な事業のために、一時的に結成された団体などは対象外となります。 ④ 活動にあたり、<u>会費</u>または<u>参加費</u>を徴収していること。 ⑤ 団体の<u>会則</u>または<u>規約</u>があること。 【対象除外】 上記の規定に関わらず、<u>次のいずれかに該当する団体は対象外</u>となります。 ● 政治活動、宗教活動、営利活動を目的とする団体 ● 町を含む他の団体から、補助金、助成金、委託料、サービス費等を受けている団体 ● 法人格を有する団体（※ただし、NPO 法人は対象） ● その他、町長が適当でないと認めた団体																									
補助対象事業	※補助対象団体が行う次のいずれかの事業（活動） <table border="1"> <tr> <td>①</td><td>ピアサポート活動</td><td>当事者同士が相談や情報交換のできる交流会の開催など</td></tr> <tr> <td>②</td><td>災害対策活動</td><td>障害者及びその家族の災害対策に関する講演会、講習会など</td></tr> <tr> <td>③</td><td>見守り活動</td><td>障害者及びその家族に対する見守りや訪問など</td></tr> <tr> <td>④</td><td>社会参加活動</td><td>障害者の社会参加、社会復帰を支援する活動</td></tr> <tr> <td>⑤</td><td>ボランティア養成活動</td><td>障害者及びその家族に対するボランティアの養成</td></tr> <tr> <td>⑥</td><td>理解促進活動</td><td>障害や障害者への理解を促進するための研修・啓発など</td></tr> <tr> <td>⑦</td><td>療育・スポーツ等活動</td><td>障害者を対象とした療育訓練やスポーツ教室、自立や社会参加のための訓練・実習など</td></tr> <tr> <td>⑧</td><td>その他の自発的活動</td><td>上記のほか、町長が必要と認める事業</td></tr> </table> 【事業実施の条件】 ● 実施にあたり、広報紙やチラシ等により、広く参加対象者の周知に努めること。 ● 参加者が特定の個人に限定されないよう、他の障害者や家族等も加入・参加できる体制をとること。 ● 事業経費のうち、飲食費・交通費など個人が負担すべき費用については、適宜、参加費等を徴収すること。		①	ピアサポート活動	当事者同士が相談や情報交換のできる交流会の開催など	②	災害対策活動	障害者及びその家族の災害対策に関する講演会、講習会など	③	見守り活動	障害者及びその家族に対する見守りや訪問など	④	社会参加活動	障害者の社会参加、社会復帰を支援する活動	⑤	ボランティア養成活動	障害者及びその家族に対するボランティアの養成	⑥	理解促進活動	障害や障害者への理解を促進するための研修・啓発など	⑦	療育・スポーツ等活動	障害者を対象とした療育訓練やスポーツ教室、自立や社会参加のための訓練・実習など	⑧	その他の自発的活動	上記のほか、町長が必要と認める事業
①	ピアサポート活動	当事者同士が相談や情報交換のできる交流会の開催など																								
②	災害対策活動	障害者及びその家族の災害対策に関する講演会、講習会など																								
③	見守り活動	障害者及びその家族に対する見守りや訪問など																								
④	社会参加活動	障害者の社会参加、社会復帰を支援する活動																								
⑤	ボランティア養成活動	障害者及びその家族に対するボランティアの養成																								
⑥	理解促進活動	障害や障害者への理解を促進するための研修・啓発など																								
⑦	療育・スポーツ等活動	障害者を対象とした療育訓練やスポーツ教室、自立や社会参加のための訓練・実習など																								
⑧	その他の自発的活動	上記のほか、町長が必要と認める事業																								

補助対象経費	※補助対象事業を実施するために必要な経費のうち、次に掲げる経費	
	報償費	講師謝礼など
	旅費	講師の交通費など
	消耗品費	事業に必要な事務用品など
	印刷製本費	チラシ・資料の印刷代など
	通信運搬費	郵便料など
	使用料及び賃借料	会場または機材の借上げ費など
	備品購入費	事業に直接使用する資機材の購入費
	その他	その他町長が必要と認める経費
【補助対象外経費】 次の経費は補助対象外とします。 ● 団体運営のための経常的経費（総会・定例会・役員会の費用など） ● 団体構成員の慰労・懇親のための活動に係る経費（懇親会・親睦旅行など） ● 団体構成員に対する人件費及び謝礼（会員への謝礼支払いなど） ● 交際費、慶弔費、食糧費（祝金、香典、飲食費など） ● 対象事業の直接経費と認められない経費 ● その他町長が適当でないと認める経費		
補助金額	「補助対象経費」と「補助限度額」(1 団体につき 5 万円)のいずれか低い方の金額 ※千円未満の端数があるときは切り捨て。交付は 1 団体につき同一年度に 1 回限り	

＜手続きの流れ＞

① 交付申請	町が定める申請期間内に、事業計画書・予算書などを添えて福祉推進課に申請 ☐ 補助金交付申請書（様式第 1 号） ☐ 事業計画書（様式第 2 号） ☐ 収支予算書（様式第 3 号） ☐ 団体の規約または会則 ☐ 団体の役員・会員名簿 ☐ 補助対象事業の内容がわかる資料（実施要項、チラシなど）
② 交付決定	町で審査のうえ、補助金交付の可否、補助金額を決定して団体に通知 ⇒ 「補助金交付(不交付)決定通知書」により通知
※事業の変更・中止の場合	交付決定後に対象事業を変更または中止するときは、福祉推進課に届け出 ☐ 補助事業変更(中止)承認申請書（様式第 5 号） ☐ 事業計画書（様式第 2 号）※変更の場合 ☐ 収支予算書（様式第 3 号）※変更の場合 ⇒ 「補助事業変更(中止)承認(不承認)決定通知書」により通知
③ 実績報告	事業の完了後、実績報告書・決算書などを福祉推進課に提出 ☐ 障害者自発的活動支援事業補助金実績報告書（様式第 7 号） ☐ 事業報告書（様式第 8 号） ☐ 収支決算書（様式第 9 号） ☐ 事業の実施内容がわかる資料（実施要項、写真など） ☐ 事業の周知方法がわかる資料（広報紙、チラシ、ポスターなど） ☐ 事業の収支実績がわかる資料（対象経費の領収書のコピーなど） ※補助事業に関する領収書・帳簿等については、5 年間の保存が必要です。
⑤ 補助金確定	町で審査のうえ、補助金額を確定して団体に通知 ⇒ 「補助金確定通知書」により通知
⑥ 補助金交付	確定通知を受けた団体は、補助金を町に請求し、交付(振込)を受ける。 ☐ 障害者自発的活動支援事業補助金交付請求書（様式第 11 号）

＜補助金活用に関するQ＆A＞

Q： 障害者団体であれば、毎年必ず補助が受けられますか？

A： この制度は「事業補助」となり、対象団体が行う対象事業に対して補助を行います。当事者団体であることに加えて、その年度において補助対象となる事業を実施しているかが要件となります。また、町の予算の範囲内で補助金を交付するため、毎年必ず補助金が交付されるとは限りません。

Q： 既に町(または他の団体)から補助金(助成金など)を受けている場合は？

A： この補助制度は、町を含めた他の団体から補助等の支援を受けていない当事者団体を対象としますので、その場合は補助対象とはなりません。

Q： 補助金はいつでも申請できますか？

A： この補助金は、毎年度、町が定めた申請期間内に申請を行うこととなりますので、期間内に申請書類を提出してください。申請期間については年度ごとに定め、広報などで周知します。

Q： 対象となる事業を複数実施している場合は？

A： 例えば「訓練事業」と「啓発講演会」のように、補助対象となる事業が複数あっても構いません。その場合、申請は一括で行いますが、事業計画書では事業ごとに内容を分けて記載し、予算書においても事業ごとの内訳がわかるように記載してください。

Q： 現在は補助対象となる活動は行っていないが、今後補助金を活用して事業を実施したい

A： 今後、例えば研修会などの新規事業を企画し、補助対象となるようであれば、その年度で申請してください。対象事業の内容については、お気軽に福祉推進課までご相談ください。

Q： 補助金はいつ支払われますか？

A： 補助金の交付は、対象事業の完了後に団体から「実績報告」の提出を受け、審査、補助金額の確定を経て、振込により行います。このため、事業期間中は必要な資金を団体に調達する必要があります。

【補助金に関する申請・問合せ先】

島本町役場 福祉推進課

(役場2階㊟番窓口・TEL075-962-7460・fax075-962-5652)